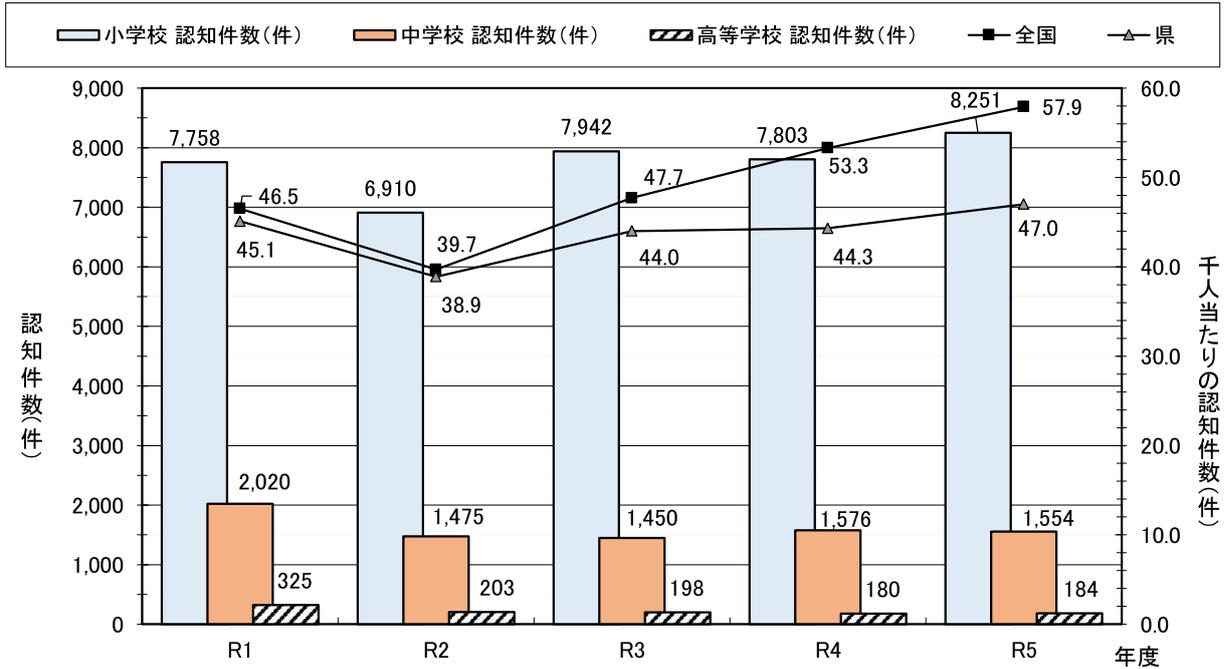


- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、10,067件（前年度9,603件）であり、前年度より464件増加。1,000人当たりの認知件数は47.0件である。
- 学校種別では、小学校、高等学校、特別支援学校の認知件数が増加し、中学校では減少。増加の背景には、様々な活動が再開され接触機会が増加したこと、法の定義に基づいて些細な事象も積極的に認知したこと等が考えられ、減少の背景には児童生徒に目を配り予防的な支援・指導を行ったこと等が考えられる。

1 校種別認知件数及び1,000人当たりの認知件数の推移



(単位：件)

年度		R1	R2	R3	R4	R5	
小学校	認知件数	7,758	6,910	7,942	7,803	8,251	
	前年度増減	1,155	▲ 848	1,032	▲ 139	448	
中学校	認知件数	2,020	1,475	1,450	1,576	1,554	
	前年度増減	▲ 146	▲ 545	▲ 25	126	▲ 22	
高等学校	認知件数	325	203	198	180	184	
	前年度増減	▲ 26	▲ 122	▲ 5	▲ 18	4	
特別支援学校	認知件数	95	50	78	44	78	
	前年度増減	9	▲ 45	28	▲ 34	34	
合計	認知件数	10,198	8,638	9,668	9,603	10,067	
	前年度増減	992	▲ 1,560	1,030	▲ 65	464	
	1,000人当たりの認知件数	県	45.1	38.9	44.0	44.3	47.0
		全国	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9

(注)調査対象校：県内国公私立小中高(通信制含む)特別支援学校 709校

2 いじめ発見のきっかけ

[単位：件、%]

区 分		令和5年度			令和4年度		
		計	構成比		計	構成比	
			県	全国		県	全国
学校の教職員等が発見		5,554	55.2	62.5	5,553	57.8	63.8
内 訳	学級担任が発見	1,684	16.7	9.2	1,690	17.6	9.6
	学級担任以外の教職員が発見	243	2.4	2.6	243	2.5	2.4
	養護教諭が発見	43	0.4	0.3	63	0.7	0.3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	19	0.2	0.2	19	0.2	0.1
	アンケート調査などの学校の取組により発見	3,565	35.4	50.3	3,538	36.8	51.4
学校の教職員以外からの情報による発見		4,513	44.8	37.5	4,050	42.2	36.2
内 訳	本人からの訴え	2,616	26.0	19.4	2,352	24.5	19.2
	本人の保護者からの訴え	1,222	12.1	12.8	1,102	11.5	11.8
	他の児童生徒からの情報	472	4.7	3.7	409	4.3	3.6
	他の保護者からの情報	179	1.8	1.3	152	1.6	1.3
	地域の住民からの情報	6	0.1	0.1	11	0.1	0.1
	学校以外の関係機関からの情報	14	0.1	0.2	21	0.2	0.1
	その他（匿名による投書など）	4	0.0	0.1	3	0.1	0.1
計		10,067	100.0	100.0	9,603	100.0	100.0

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

3 いじめの態様（複数回答）

[単位：件、%]

区分	小学校	中学校	高等学校	特別 支援学校	計	構成比	
						県	全国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	4,638	1,043	106	30	5,817	57.8	58.7
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,176	152	11	8	1,347	13.4	11.8
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	2,098	218	14	6	2,336	23.2	22.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	549	57	7	2	615	6.1	6.4
金品をたかられる	58	14	5	0	77	0.8	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	499	123	13	6	641	6.4	5.3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする	472	127	13	7	619	6.1	10.5
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	81	107	28	9	225	2.2	3.4
その他	341	44	18	13	416	4.1	4.0
計	9,912	1,885	215	81	12,093		

(注) 構成比は、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの解消の状況

[単位：件、%]

区分	件数	構成比	
		長野県	全国
解消済み ※1	8,382	83.3	77.5
取組中	1,667	16.6	22.4
その他 ※2	18	0.2	0.2
計	10,067	100.0	100.0

※1: 解消済み(下記2項目を満たして解消となる)

① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続。

② 被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

※2: 就学校の指定変更、転学や退学等で一定の人間関係が解消等

5 いじめ重大事態

[単位：件]

区分	長野県	全国
発生学校数	5	1,185
発生件数	6	1,306
1号重大事態	3	648
2号重大事態	4	864
1,000人当たりの発生件数	0.03	0.10

(注) 調査対象校：国公立小中高(通信系)特別支援学校 709校

・第1号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・第2号重大事態とは、「いじめ」により当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

## 現在および今後の取組等について

### □ 心理・福祉等の専門家と連携した「チーム学校」の取組

#### ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実や予防的取組

スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置、特別支援学校、高等学校に派遣し、いじめ、不登校をはじめとする子どもの悩みに寄り添い、臨床心理の専門性に基づく心のケアを行うとともに、心理プログラム、ソーシャルスキルトレーニング等による課題予防的生徒指導、授業参観・行動観察等による早期発見・早期対応等の予防的な取組を実施する。

また、カウンセリングを受けたくても学校に来ることができない子どものために、子どもの居場所に向いての相談支援やオンラインを活用したカウンセリングを実施する。

#### ・スクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境等の改善と関係機関との連携

スクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、児童生徒を取り巻く環境等の改善を図る。市教育委員会へ派遣し、要保護児童対策地域協議会との連携や学校訪問などのアウトリーチ支援を積極的に実施し、切れ目のない支援を推進する。

支援を必要としている児童生徒が 100%相談できる体制を目指して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに、引き続き支援の充実に努めていく。

### □ 教育相談体制の充実(SC・SSWによる支援を除く)

#### ・24 時間子どもSOSダイヤル(学校生活相談センター)による相談

学校生活の悩みについて保護者、児童生徒からの電話相談に 24 時間対応し、支援する。

#### ・LINE 相談事業「ひとりで悩まないで@長野」

対面や電話では相談しづらい子どもたちの相談したい気持ちに応えるため、LINE 相談を通年で実施する。

#### ・1人1台端末(学習用タブレット)を活用した相談支援体制の確立

1人1台端末からつながる相談フォームの活用推進や、専用のアプリケーションを用いた心の健康観察の取組の支援、子どもが検索した深刻な悩みに関連する言葉に応じた相談窓口やセルフケアに関する情報をプッシュ型で届ける「SOS フィルター」の導入推進等、児童生徒が SOS を発信しやすい環境を整え、早期発見・早期対応につながる支援体制づくりを推進する。

#### ・SOSの出し方に関する教育

子どもが、現在又は今後起こり得る危機的状況に対し、適切な援助希求行動ができるようにすることや、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにするための取組を推進し、SOS の出し方や SOS に対する感度の向上を支援する。

#### ・高等学校ソーシャルスキルトレーニング等活用事業

生徒同士のコミュニケーション力の向上や、教職員の生徒への支援力、並びに、生徒自身の自己肯定感や自己有用感を高め、学校における人間関係づくりを促進する。

### □ いじめの重篤化を防ぐ取組

長野県いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て作成した、重篤化を防ぐための留意点を示した対応マニュアルを、全ての学校と市町村教育委員会に引き続き周知し、適切な対応と体制づくりに向けた取組を推進する。

「いじめ防止対策推進法」に基づいていじめを積極的に認知し、いじめに対する組織的な対応を推進して、いじめへの早期対応、早期解決を図る。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省：平成 29 年 3 月、令和 6 年 8 月改訂）」及び「いじめ防止等のた

めの基本的な方針（長野県：平成 30 年 3 月改定）」に沿ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう、体制の整備と研修機会の充実を図る。

## □ 不登校児童生徒に対する支援

### ・子どもたちが明日も行きたくなるような楽しい学校づくりの推進

「ウェルビーイング実践校 TOCO-TON（トコトン）」を指定し、子ども中心の、すべての子どもが自己実現できる学校づくりを市町村教育委員会と協力して推進する。

### ・多様な学校を設置する市町村への支援

学びの多様化学校や夜間中学の設置、それらの機能を併せ持つ「信州オープンドアスクール」の設置を検討している市町村を支援する。また、「学びの改革パイオニア校」における校内教育支援センター等の取組成果を全県に広め、支援の充実につなげる。

### ・子どもと親の相談員、不登校児童生徒支援加配教員の配置、中学校校内教育支援センター支援員の配置促進

不登校児童生徒数が多い小、中学校に専任の相談員や加配教員を配置し、不登校児童生徒の家庭訪問支援、登校援助、学習支援等、きめ細やかな支援を行う。

また、中学校の校内教育支援センターでの、不登校傾向の生徒及び保護者からの相談、支援対応を充実するため、支援員の配置を必要としている市町村への支援員の配置促進を検討する。

### ・「コミュニケーションシート」の周知と活用推進

保護者と学校関係者との間におけるコミュニケーションの難しさの軽減をはかるとともに、子どもの育ちや学びにとってより良い方向性を確認していくためのきっかけづくりを目的とした「子ども・保護者と学校を結ぶきっかけづくりのためのコミュニケーションシート」を周知し、保護者と学校関係者の対話の場面における積極的かつ効果的な活用を推進する。

### ・不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき」の更なる周知と活用推進

不登校児童生徒に向き合う大人が共通認識をもちながら支援していくため、不登校児童生徒の出席扱いや学習評価、フリースクールとの連携に関わる取組等についてまとめた学びのサポートガイド「はばたき Vol. 1、Vol. 2」の更なる周知に努め、より有効な活用を推進する。また、市町村が設置した教育支援センターの特色ある取組を紹介した「はばたき Vol. 3」を作成し、取組事例や成果を他の市町村に広める。

### ・市町村設置の教育支援センターへの支援

不登校児童生徒の多様な学びの機会を確保し、将来の社会的自立に向けた支援を推進するために、「多様な学び支援コーディネーター」を配置する。

そして、教育支援センターの新設・増設や、自治体を越えた広域連携の促進、民間団体との連携やメタバースを含む ICT を活用したアウトリーチ支援等、教育支援センターを中核とした多様な学びの場の拡充を図るとともに、その成果を他の市町村に広める。

### ・信州型フリースクール認証制度によって認証されたフリースクール等への連携支援

信州型フリースクール認証制度によって認証された県内フリースクール等の民間団体に対して、不登校支援機関連携推進員を配置して支援関係者間の連携を支援することで、多様な学びの場における不登校児童生徒の学びの充実を図っていく。

### ・高等学校の不登校生徒に対する通信教育による単位認定の推進

学校教育法施行規則の改正により、高等学校における不登校児童生徒が学習継続のために、学校長の判断で、自宅や教育支援センター、校内教育支援センター、保健室等の特別な場所で遠隔授業を履修すること等により修得できる単位数が合計 36 単位までとなったことを、学校関係者や生徒、保護者に広く周知していく。